人員配置基準の常勤及び専従等要件について

１　用語の定義

（１）常勤及び非常勤

「常勤」とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間数が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（下記(２)参照）に達していることをいう（当該時間数に達していない場合は「非常勤」）。

　　　また、指定障害福祉サービス事業所等に併設されている事業所の職務など、当該指定障害福祉サービス事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと本市が認めた場合については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば常勤の要件を満たすものとする。

※　「併設されている事業所」とは、同一法人が運営する事業所であって、同一敷地内又は隣接した敷地内に所在する当該事業所以外の事業所をいう。（所在地の異なる複数事業所を兼任する場合は、常勤の要件を満たさない。）

※ 「同時並行的に行われることが差し支えない」場合とは、人員配置基準上、ただし書きなどで「支障がない場合」に例外的に兼務ができる旨規定されている場合をいう。

※ 育児休業法等による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができる。

（２）常勤の従業者が勤務すべき時間数

当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」とは、原則として、就業規則に規定する所定労働時間（就業規則上の始業時刻から終業時刻までの時間（所定就業時間）から休憩時間を除いたものをいう。）とする。

ただし、当該事業所の運営規程に定める営業時間が所定労働時間より短い場合は、営業開始時刻から営業終了時刻までの時間から休憩時間を除いたものとすることができる。この場合に、常勤換算上は、1.0として取り扱うことができないため留意すること。（例えば、週30時間勤務する職員が常勤職員と解される場合、常勤換算上は、30/40＝0.7となる。（小数点第2位以下切り捨て））

※　１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。

※ 育児休業法等の規定により時短勤務となっている従業者については、利用者の処遇に支障がない　　体制が事業者として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。この場合において、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことができる。

（３）専従及び兼務

　　　「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤、非常勤の別を問わない（事業所ごとの勤務時間帯において、複数の職務に従事する場合は「兼務」）。